

## 中村学園大学（含む短期大学部）FDセンター規程

令和2年4月1日制定

（設置）

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部に、中村学園大学（含む短期大学部）FDセンター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 センターは、本学におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する実践的研究を行い、FDに関する施策・提言を行う。

（所掌事項）

第3条 センターは、本学の教育力向上及び教育方法の改善について、助言及び協力を行う。

2 センターは、各学部等が行う各号の活動について、助言及び支援を行う。

- (1) 授業参観、公開授業の実施
- (2) 学習成果・厳格な成績評価基準(到達目標、試験問題、評価)
- (3) 教育改善に関するワークショップ
- (4) 学生による授業評価の実施およびフィードバック
- (5) ICT教育の充実
- (6) 各研究科、各学部、各学科、各教育センターが行う教育の企画、開発及び実施の支援
- (7) 各学部や各教育センターのFD活動を把握し、FD実施計画やFD実施報告の支援
- (8) SDとの連携やFD・SDの相互乗入れについての助言及び協力

（構成）

第4条 センターは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) FDセンター長
  - (2) FD副センター長
  - (3) 各研究科・学部・学科から各1名  
ただし、委員の重複を妨げない。
  - (4) 教養教育センター長
  - (5) 一般教育セクション長
  - (6) 体育セクション長
  - (7) 外国語教育セクション長
  - (8) 情報教育センター長
  - (9) 教職教育センター長
  - (10) 合同教務委員長
  - (11) 教務部から1名
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター長）

第5条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本学の教授から学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 センター長は、センター長を補佐するために副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター員からセンター長が指名する。

(センター会議)

第7条 センターは、センターの事業遂行のため、センター会議を開くことができる。

2 センター会議は、センター長、副センター長、各研究科・学部・学科から各1名、教務部(第4条第1項第1号から第3号および第11号)が参加する。

3 センター長は、必要に応じて、第4条第1項第4号から第10号の委員を招集することができる。

(学外顧問)

第8条 センター長は、FDの必要に応じて、学外の有識者をセンターの顧問として委嘱することができる。

2 前項に定める顧問を学外顧問と称し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 学外顧問は、センター長の求めによりFDについて助言を行う。

(事務組織)

第9条 センターの事務は、教務部において処理する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。